経済産業省

参考資料１

洋上風力発電について

2025年９月８日
資源エネルギー庁

三菱商事コンソーシアムが落札した第１ラウンドの３プロジェクト（千葉銚子･秋田能代三種男鹿･秋田由利本荘） の経緯等

１．これまでの経緯

2020年11月27日	「秋田県能代市・三種町・男鹿市沖」、「秋田県由利本荘市沖」、「千葉県銚子市沖」の各海域に関する事業者公募を実施。
2021年12月24日	**上記３海域全てで三菱商事コンソが選定される**。
選定後	2022年頃からの**世界的な資材価格の高騰**や、サプライチェーン逼迫、金利上昇などの影響を受け、**開発コストが大幅に上昇**。
2025年２月３日	**三菱商事から「３海域の事業性を再評価する」旨がリリース**。

２．事業性再評価の結果

- 三菱商事コンソは、本年２月から事業性の再評価を進めてきた**第１ラウンド３海域**の洋上風力発電事業について、**インフレ等の事業環境変化**を受け、**実行可能な事業計画を立てることが困難**との結論に至り、 ８月27日、開発中止を決定したことを公表。
- 本事業は、**地元からも大きな期待が寄せられ、多大な御協力を頂いてきた事業**であるところ、三菱商事に対しては、これまでの経緯も踏まえ、**地元の方々への最大限の真摯な対応を求めたところ**。

３．今後の対応

- 今後は、**関係審議会（洋上風力促進ワーキンググループ）において**、**撤退に至った要因を検証**した上で、**洋上風力の事業環境変化を踏まえた公募制度の見直し等**の検討を進めていく。検討の進捗状況などについては、随時、本小委員会でも御報告させていただきたい。

（参考）再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ

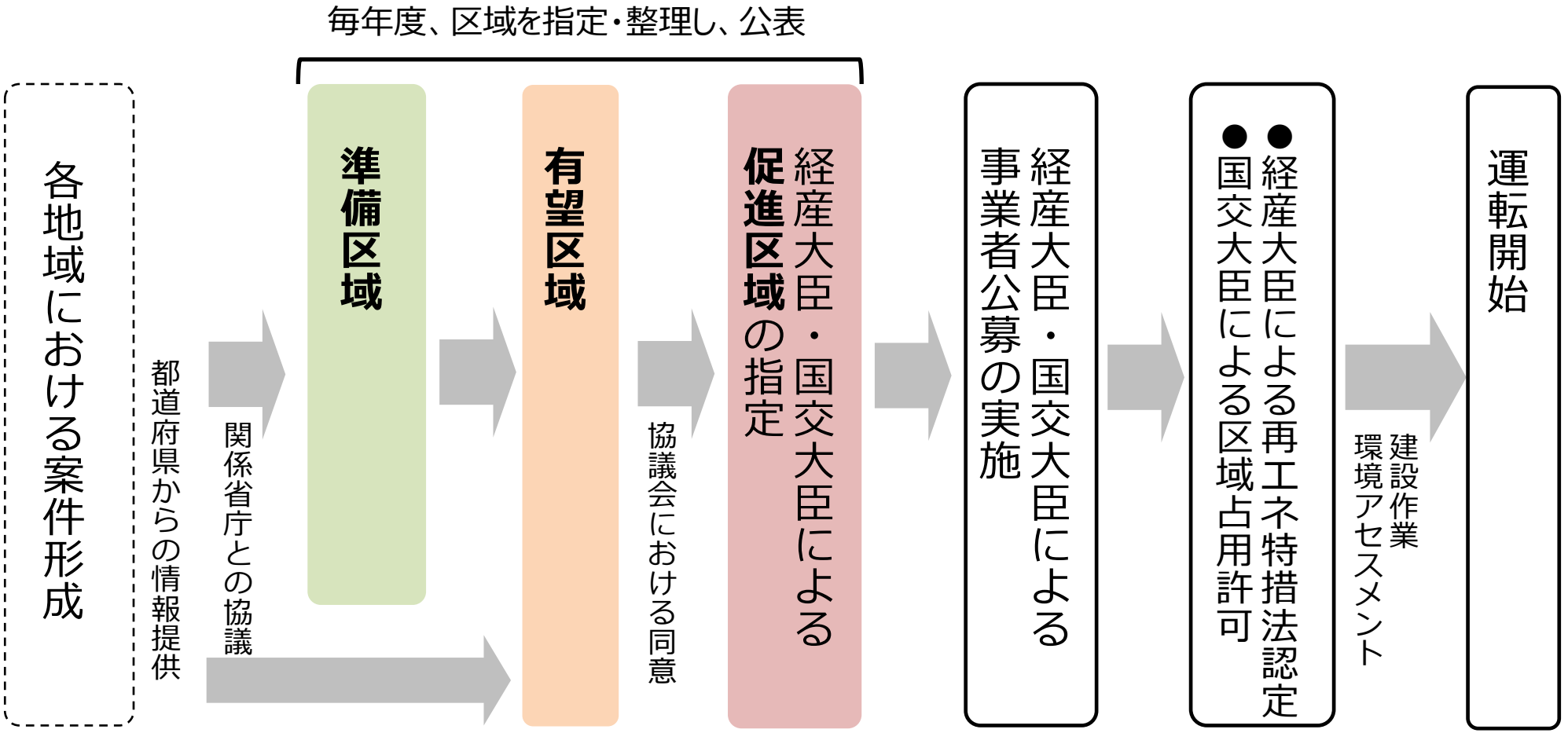

有望区域の要件（促進区域指定ガイドライン）

- 促進区域の候補地があること
- 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- 区域指定の基準（系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾・防衛との調整等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

協議会の設置（再エネ海域利用法第9条＋ガイドライン）

- 有望区域では、促進区域の指定に向けた協議を行うための協議会を設置
- 国、都道府県、市町村、関係漁業者団体等の利害関係者、学識経験者等で構成
- 協議会は可能な限り公開で議論

区域名		万kW※1		供給価格※2 (円/kWh)	運開年月	選定事業者構成員
促進区域	①長崎県五島市沖（浮体）	1.7		36	2026.1	戸田建設、ERE、大阪瓦斯、関西電力、INPEX、中部電力
	②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖	49.4	第1ラウンド公募 事業者選定済 約170万kW	13.26	2028.12	三菱商事洋上風力、三菱商事、C-Tech
	③秋田県由利本荘市沖	84.5		11.99	2030.12	三菱商事洋上風力、三菱商事、C-Tech、ウェンティ ジャパン
	④千葉県銚子市沖	40.3		16.49	2028.9	三菱商事洋上風力、三菱商事、C-Tech
	⑤秋田県八峰町・能代市沖	37.5		3	2029.6	ERE、イベルドローラ・リニューアブルズ・ジャパン、東北電力
	⑥秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖	31.5	第2ラウンド公募 事業者選定済 約180万kW	3	2028.6	JERA、電源開発、伊藤忠商事、東北電力
	⑦新潟県村上市・胎内市沖	68.4		3	2029.6	三井物産、RWE Offshore Wind Japan 村上胎内、大阪瓦斯
	⑧長崎県西海市江島沖	42.0		22.18	2029.8	住友商事、東京電力リニューアブルパワー
	⑨青森県沖日本海（南側）	61.5	第3ラウンド公募 事業者選定済 約110万kW	3	2030.6	JERA、グリーンパワーインベストメント、東北電力
	⑩山形県遊佐町沖	45.0		3	2030.6	丸紅、関西電力、BP Iota Holdings Limited、東京瓦斯、丸高
有望区域	⑪北海道松前沖	25～32				
	⑫北海道檜山沖	91～114				
	⑬北海道石狩市沖	91～114				
	⑭北海道岩宇・南後志地区沖	56～71				
	⑮北海道島牧沖	44～56				
	⑯青森県沖日本海（北側）	30				
	⑰山形県酒田市沖	50				
	⑱千葉県九十九里沖	40				
	⑲千葉県いすみ市沖	41				
準備区域	⑳北海道岩宇・南後志地区沖（浮体）	㉘東京都三宅村沖（浮体）				
	㉑北海道島牧沖（浮体）	㉙東京都八丈町沖（浮体）				
	㉒青森県陸奥湾	㉚富山県東部沖（浮体）				
	㉓岩手県久慈市沖（浮体）	㉛福井県あわら市沖				
	㉔秋田県秋田市沖	㉜和歌山県沖（東側）				
	㉕東京都大島町沖（浮体）	㉝和歌山県沖（西側・浮体）				
	㉖東京都新島村沖（浮体）	㉞福岡県響灘沖				
	㉗東京都神津島村沖（浮体）	㉟佐賀県唐津市沖				

<導入目標> 【】内は全電源の電源構成における比率

現状：風力全体4.5GW【0.9%】
（うち洋上0.01GW）

2030年：風力全体23.6GW【5%】
（うち洋上5.7GW【1.8%】）

<洋上風力案件形成目標>

2030年 10GW／2040年 30-45GW
（うち浮体 2040年 15GW以上）

<洋上風力国内調達比率目標（産業界目標）>

2040年 65%

【凡例】
- 促進区域
- 有望区域
- 準備区域
- GI基金実証海域（浮体式洋上風力）

※2 ①～④はFIT制度適用のため調達価格。
⑤～⑩はFIP制度適用のため基準価格。

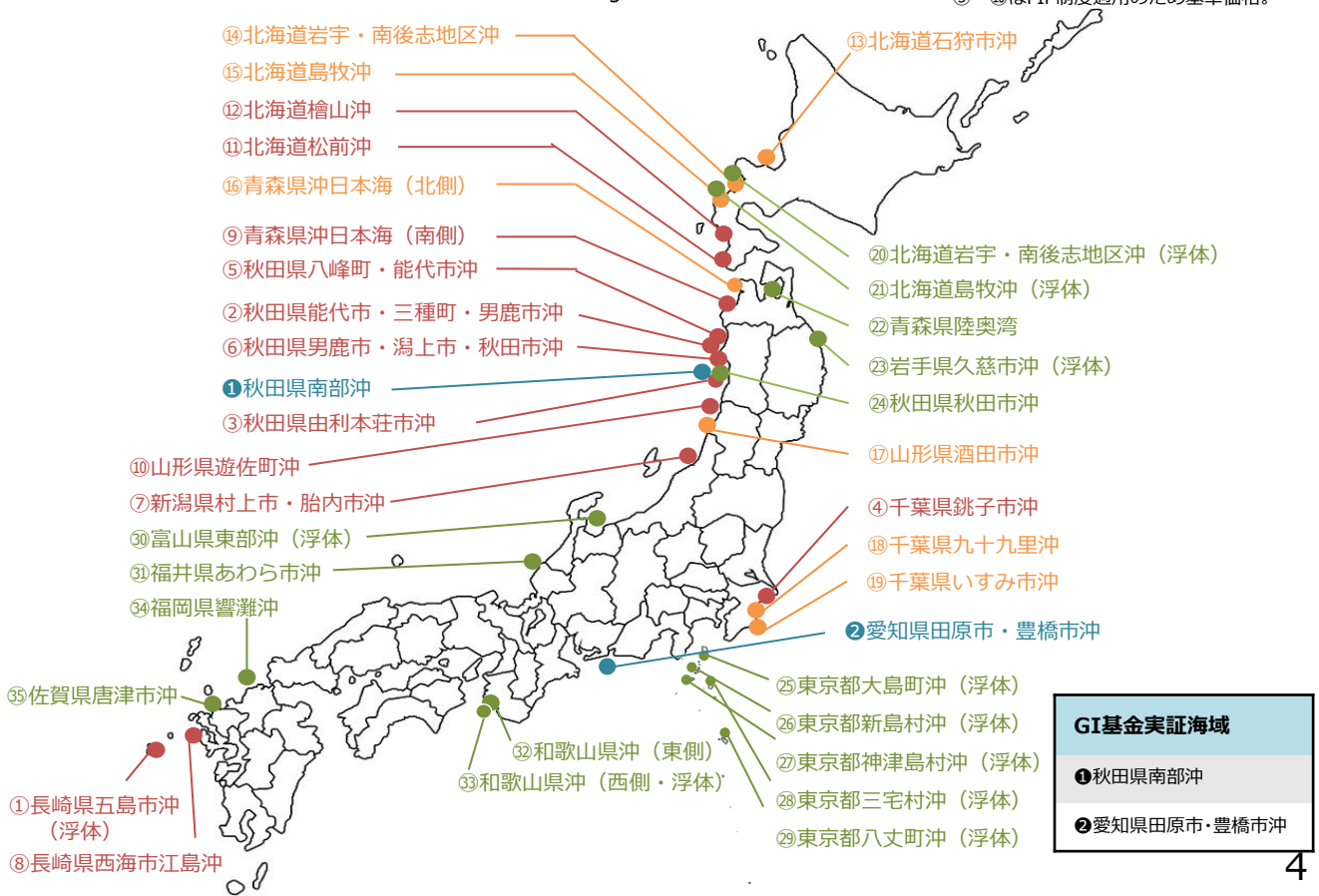

GI基金実証海域
- ❶秋田県南部沖
- ❷愛知県田原市・豊橋市沖

（参考）三菱商事によるプレスリリース（2月3日）

国内洋上風力発電事業に係る事業性再評価についてのお知らせ

三菱商事株式会社（以下「当社」）は、当社子会社である三菱商事洋上風力株式会社を代表企業とするコンソーシアムを通じて、以下3海域（※）において各プロジェクト会社を設立し、発電事業者として洋上風力発電所の開発に取り組んでいます。
（※）3海域…秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖／秋田県由利本荘市沖／千葉県銚子市沖

各プロジェクトの実現に向け、2021年12月の事業者への選定から現在に至るまで、プロジェクトに携わる様々な関係者の方と協議の上、事業開発を進めている中、新型コロナウイルスの蔓延やウクライナ危機に端を発し、とりわけインフレ、円安、サプライチェーンのひっ迫、金利上昇など、洋上風力業界を取り巻く事業環境が世界的に大きく変化し続けています。

公募参画当初の想定を上回る事業環境の変化に伴い、当社は上記3海域で推進する各事業の開発に際し、事業性の再評価を行っていることをお知らせいたします。当社として取り得る様々な手を尽くし、再評価の結果を踏まえ、今後の対応方針を検討してまいります。

エネルギー自給率が低い日本において、洋上風力はエネルギーの安定供給と脱炭素の両立という課題解決に繋がる重要な電源であり、当社は洋上風力発電事業を通じ、カーボンニュートラル社会の実現への貢献を目指してまいります。

（参考）三菱商事によるプレスリリース（8月27日）

国内洋上風力発電事業に係る事業性再評価の結果について

三菱商事株式会社（以下「当社」）は、当社子会社である三菱商事洋上風力株式会社を代表企業とするコンソーシアムを通じて、以下3海域（※）において各プロジェクト会社を設立し、発電事業者として洋上風力発電所の開発を進めてまいりました。
（※）3海域…秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖／秋田県由利本荘市沖／千葉県銚子市沖

本年2月に公表致しました通り、公募参画当初の想定を上回る事業環境の変化を受け、事業性の再評価を行いました結果、遺憾ながら3海域の開発を取り止めざるを得ないとの判断に至りました。
地元の方々をはじめ、関係する皆様のご期待に応えられない結果となったことを重く受け止めております。

2021年12月に当社が本事業の事業者に選定されて以降、新型コロナウイルスの蔓延やウクライナ危機に端を発し、サプライチェーンのひっ迫、インフレ、為替、金利上昇など、洋上風力業界を取り巻く事業環境は世界的に大きく変化し続けてきました。

この変化に対応すべく、コスト、スケジュール、収入などあらゆる面において、当社として取り得る様々な手段・可能性を追求しながら事業性の再評価に取り組んで参りましたが、事業パートナー間で協議を行った結果、実行可能な事業計画を立てることは困難であるとの結論に至ったものです。

なお、本件に関する損失は過年度に大部分を計上済みであり、追加の損失が生じる場合でも限定的となる見込みです。

洋上風力を含む再生可能エネルギーは日本にとって重要な電源であるとの認識に変わりはなく、事業環境を注視しながら、脱炭素社会の実現に向けて引き続き取り組んでまいります。

世界的インフレ等による洋上風力への影響

- 洋上風力発電は、欧州を中心に開発が加速する中、2022年頃からの**世界的な資材価格の高騰や、サプライチェーン逼迫、金利上昇**などの影響を受け、**開発コストが大幅に上昇**。
- 英米を始め世界各国にプロジェクトの変更が**発生**し、各国の導入見通しが**大幅減**。

＜世界各国の主なプロジェクト変更事例＞

【事業中断】当分先送り　台湾

・事業者：JERA社（日本）
・出　力：200万ｋW
コストが約30%上昇。JERA社は事業権益譲渡を発表。

【事業撤退】2023年7月　英国

・事業者：バッテンフォール社(スウェーデン)
・出　力：140万ｋW
コスト約40%上昇（約760億円の損失を計上）

【事業撤退】2023年7月　米国

・事業者：オーステッド社（デンマーク）
・出　力：220万ｋW（2海域の合計）
コスト上昇(約6100億円の損失を計上)

＜世界の洋上風力の導入見通し（2024～2028年合計）＞

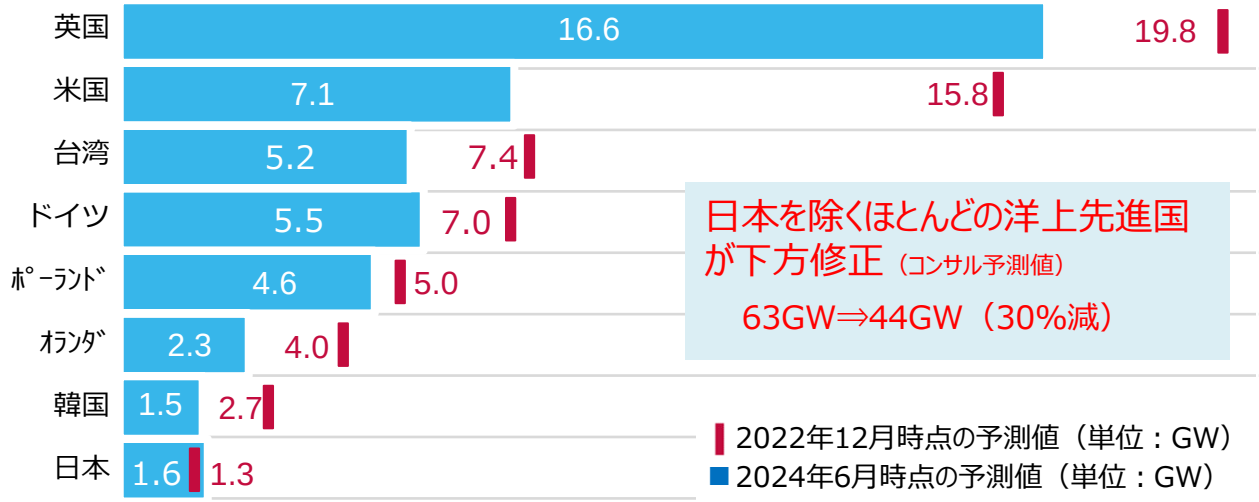

- 世界的に洋上風力の事業計画の延期、入札制度の見直しが行われており、導入見通しは2年前の想定より約30%の大幅減。
- 日本は規模は小さいが着実な導入が評価され、導入見通しが微増。

[各国を取り巻く状況]
英国：2023年9月に実施した洋上風力公募にて応札者0に
米国：2025年に就任したトランプ大統領により、洋上風力プロジェクトの新規及び更新の停止
台湾：過酷なローカルコンテンツにより事業者が敬遠
韓国：入札制度や法規制の未整備による事業の不確実性が顕在

出典：Wood Mackenzie、MHIベスタスジャパン

今般の制度検討の基本的な考え方

第30回洋上風力促進ワーキンググループ合同会議（2024/11/21）資料１から抜粋

- 洋上風力発電は、安価なエネルギー供給に資する電源として、我が国の電力供給の一定割合を占めることが見込まれ、急速に案件形成が進展する世界各国と同様、我が国においても、**再エネ主力電源化に向けた「切り札」**である。引き続き、**こうした位置付けに変わりはなく、再エネ海域利用法等により積極的に導入を推進**していく。
- 他方で、洋上風力発電への電源投資は、**大規模かつ総事業期間が長期間にわたる**ことから、**収入・費用の変動リスクに対応できる事業組成を促進**することが、**投資の確実性を高めていく上で重要**である。実際、世界的にも、**サプライチェーンの逼迫**や**インフレによる費用増大**などによる収入・費用の変動を原因として、**事業の中断や撤退も発生**しており、それに対して所要の措置が講じられている。
- 今般の制度検討に当たっては、こうした世界的な情勢変化の中で、**我が国における再エネ主力電源化の実現を確実なものとしていく観点**から、**引き続きコスト低減・迅速性を重視しつつ、収入・費用の変動といった環境変化に対して強靱な事業組成を促し、洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させることを主軸**とする。
- 具体的には、**国民負担に中立的な形で**、**事業実施の確実性を高めるための規律強化・環境整備**を進める。

【本WGでの論点】

Ⅰ．迅速性とスケジュールの確実性の両立をより確かなものにしていくための制度のあり方

① 迅速性と確実な事業実施の両立に向けた運転開始時期の設定 《公募評価関係》
② 確実な事業実施に資するリスクシナリオへの対策の重点評価 《公募評価関係》
③ 撤退や遅延を抑止する保証金制度の見直し 《事業者選定後関係》
④ ゼロプレミアム水準に対する考え方 《公募評価関係》

Ⅱ．収入・費用の変動等に伴うリスク分担のあり方

電源投資を確実に完遂させるための価格調整スキームの導入 《事業者選定後関係》

Ⅲ．事業計画の柔軟性に関する考え方

主要製品に係る計画変更要件の整理 《事業者選定後関係》

Ⅳ．価格評価点のあり方

強靱な事業組成と事業者間の競争を両立させるための価格評価のあり方 《公募評価関係》

Ⅴ．セントラル方式によるサイト調査の基本化について

事業を確実に完遂させるためのサイト調査のあり方 《事業者選定前関係》

今般の措置の適用範囲について

第30回洋上風力促進ワーキンググループ合同会議（2024/11/21）資料１から抜粋

１．第4ラウンド以降の事業者

- 今般の制度見直しについては、事業規律の強化※１やIRRの引下げが含まれるが、洋上風力発電を確実に完遂させる観点から、**選択的な措置の適用は認めず**、第４ラウンド以降の**応札・落札事業者に一律に適用**する。

※１　保証金は、第1～3ラウンドの公募占用指針において規定した保証金水準の約2倍とし、遅延期間に応じて段階的に没収。

２．第１～３ラウンドの選定事業者※2（第３ラウンドは事業者選定中）

- 第１～3ラウンドの選定事業者について、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させることの重要性に変わりは無い一方で、事業規律の強化やIRRの引下げを含む今般の措置を**一律に適用することは、事業の予見可能性を損なうことから困難と考えられる**。

- ただし、**事業の撤退・遅延の抑止**、**洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させる観点**から、保証金制度の見直しを含む今般の制度見直し※3を**受け入れる事業者に対しては、当該見直し後の措置を適用**※4**する**。

その際、公募の公平性や国民負担への中立性を確保する観点から、**価格調整スキーム**については、当該措置適用後の**将来の物価変動のみを基準価格/調達価格に反映**する。

※2　第1ラウンドには事業の遅延に伴う保証金の没収規定が無い

※3　事業者選定後のもの（保証金制度の見直し、価格調整スキーム）に限る

※4　適用を受け入れる選定事業者に対しては、当該事業者が選定されたラウンドの公募占用指針の変更（保証金制度の見直し、価格調整スキーム）を行い、その後、変更された指針に基づく計画変更申請を行う必要がある。その際、当該変更申請が妥当であるかの判断については、学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取することとする

更なる制度のあり方の検討について

- 本年２月に閣議決定した第７次エネルギー基本計画においては、洋上風力発電について、「投資が大規模かつ総事業期間が長期間にわたることから、収入・費用の変動リスクに対応できる強靱な事業組成を促進し、**洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させるために必要な規律強化や環境整備を進める**」とされている。
- これを具体化していくため、昨年度、**洋上風力発電の制度を見直して改訂した「一般海域における占用公募制度の運用指針」に続き、公募占用指針の改訂案について検討を行ってきたところ**。洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させるため、これまでの見直しに留まらず、**公募の公平性を損なわないことを前提として、更なる制度のあり方を検討していくこととしたい**。
- その上で、**どのような環境整備が考えられるか御議論いただきたい**。

【検討項目の例】

Ⅰ．脱炭素電源が適切に評価されるための環境整備

① PPA市場の活性化
② 脱炭素電源に対する需要の喚起

Ⅱ．電源投資に係る事業環境整備

① 海域の占用期間に係る予見性の確保
② 事業完遂に資する金融支援

Ⅲ．その他